

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

おはようございます。傍聴に見えている皆様方、本当おはようございます、早朝から御苦
労さまで。議長より発言の許可を得ましたので、私の一般質問を始めていきたいと思いま
す。日本共産党の平野邦夫です。

今回の一般質問は、まず、武雄市図書館を民間に委託すると、15人の質問者の中で13人が
これを通告しております。それほど、市民の中では一体どうなっているのかと、武雄市の図
書館が一体、将来どうなっていくのかと、そういう心配、懸念、もうそういうところが交差
した結果として、この6月議会に議員の皆様方がそれぞれの立場から反映していくというこ
との結果だろうと。

歴史を考えてみますと、私も武雄市の図書館を考える会、この会員の一人として当初、で
き上がるまでは頑張ってきました。いわば、市民の皆さん方が力を合わせて、そして、今の
図書館をつくり上げた、そういう歴史があります。その教訓になったのは伊万里の図書館、
本当に全国区で、今、年間55万冊ですか、貸出冊数はですね、全国でもトップクラスと。そ
の後、三日月でも新しい動きができて、子どもたちへの読み聞かせの運動の中から図書館を
つくる、そういう歴史があります。

武雄市の図書館が新しくできて12年を経過したわけですけれども、そういった意味では歴史
を考えても本当に武雄市民の財産、宝といえますか、そういう生涯学習のセンターとして
子どもから高齢者まで自由に使える、そういうみんながはぐくんで、育ててきた歴史がある
んじゃないかと、そういうふうに私自身は確信をいたしております。

この図書館をどこにつくるかということも、本当に市民の皆さん方の中で議論が交わされ
て、清本跡地にするのか、あるいは郵便局跡地にするのか、あるいは建設省跡地にするのか
と、そういうどこにつくったほうが一番皆さん方が集まってきやすく、静かに本が読めると
いいですか、周りの環境もいと。そういう議論もあわせて議論を重ねてきたことを今、思
い出しております。

私もいろいろ意見を言う中で、平野は黙っとけと、おまえはげたばきでも行けるんじゃない
かと。私は確かに住んでいるところから図書館まで四、五分もあれば行くところですから、
武雄区には文化会館があり、あるいは図書館があり、あるいはそういった老人センターもあ
り、競輪場もあり、ゆめタウンもある。いろんな商業施設から文化施設、公共施設、もうそ
ういったところが集まっているところですから、何といても武雄市民のシンボルとし
て御船山というのが第1位にいつも上がってくるんですけれども、旧武雄市で見ますとね、
合併後はわかりませんが。

そういうところに、図書館をつくろうという方向が固められて、九大の私は恩師でしたか
ら、中村質ちゃんって言うんですけど、中村質先生を頂点にして、そして、きのうも紹介が
あっていましたけれども、本当に皆さんの知恵を集めた図書館ができ上がってきたと、そう

いう点では本当に市民の知恵、あるいはいろんな意見を集めた、それを結集した財産だと、そう考えております。

ところが、5月4日でしたか、市長が代官山の蔦屋での記者会見、これ11時からでしたか、そして、佐賀に帰ってきて県庁での記者会見。私はたまたまその日は見ていなかったんですけども、インターネットで見させていただきました。これをDVDに撮って、全部文章を起こして、どういう話をされたかというのを、この一般質問を準備する中でも改めて読んだわけですけども、そういった意味では、今度の6月議会の質問の冒頭にも図書館問題を中心にして質問をしていきたい。そのほかに通告しておりますのは、公営住宅の住環境、中野住宅を中心にした公営住宅の住環境の問題や、あるいは今、政府の攻撃的になっている生活保護の問題など、そういった市民の暮らしにかかわった問題もあわせて通告をしておりますので、順次質問を進めていきたいと思っております。

そこで最初に、図書館問題ですけども、今度議案書をもらったのが28日でした。市長の演稿の4ページはすべて、4ページのかんりの部分が図書館にかかわっての報告でした。私は、これは教育委員会所管、図書館、文化会館含めましてね。ですから、教育長の報告の中に図書館の今後の方向性、あるいは現状の分析、問題点、そういったことに言及されて報告されるんだろうと見てみましたけれども、本当にこれ2行、図書館についてはサービスのさらなる向上を目指して、民間の活力やノウハウを生かした指定管理者制度を導入するよう計画しています、わずかこれだけだったんですね。

教育長に質問しますけれども、教育委員会では今後の計画、計画という言葉が使われていますので、まだ条例が議決されておりませんので、教育委員会でどういう論議されたのか、それを聞きたいところですけども、教育委員会の所管の問題ですから、質問どりの中で、5月23日に教育委員会が開かれたと。どういう討論があったのか、だれが何を言ったかということとは関係ありませんけれども、どういう論議があったのかというのが1つ。そして、どういう議題だったのかと、どういう議題が提案されたのかと、どういう方向性が示されたのかと、それは当然、市長に報告されたんだろうと思うんですけども、それをぜひ答弁を求めたいと。

これは、きのう市長が資料に関する事で何か言っていましたけれども、この質問どりの中で、通告と同時に3つの資料をお願いしていたんです。1つは基本合意、武雄市と、これ武雄市になっていませんでしたけれども、武雄市長とTSUTAYAとの基本合意、その基本合意に至る事業計画書、あるとすれば事業計画書を出していただきたい。(発言する者あり) 黙るときなさい、あなたは。それから、もう1つは教育委員会の議事録ですね。これは、もう教育委員会の議事録について、まだ署名委員の署名もらっていないから出せないと、それは一定の理由があって、そういう返事が返ってきました。しかし、基本合意については、今の今まで出ていません。そこで、改めて聞くんですけども、さっき言いました3点です

ね、このことにまず答弁をいただいて、その後質問を続けていきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

おはようございます。まず、資料の提出要求がっておりますので、その件につきましてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

基本合意書の写しですけれども、これは議長さんの許可があればお配りをしたいというふうに思っています。それから、基本計画書とおっしゃいましたが、これについては現在のところ、そういった計画についてはございません。

以上でございますので、議長さんの許可をいただいて、合意書についてはお配りをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

資料配付のため、暫時休憩をいたします。

休	憩	9時9分
再	開	9時11分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

答弁、浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

図書館・歴史資料館につきましては、これまでいろんな方の御努力によりまして、誇り得る館として経営していただいております。また、この5年間でも市長演告にもありましたように、協議しながら、いろんな改善、試行を重ねてきたところでございます。

例えば、休日も開館するとか、あるいは振りかえた形で月曜日に開館するとか、あるいは開館時間を変更する、あるいはその待遇面等も含めまして、いろんな改善とか試行を重ねてきたところでございます。

ただ、そういう話を市長と協議する中でも、共通していたのは今の図書館もすばらしい。しかし、さらによりよいものにはできないだろうかということでございます。そのさらによりよいものというのはどういうことかといいますと、これからの時代にふさわしい図書館というのはどういう姿だろうかということでありまして、もう情報社会がこれだけ進んでまいりますと、ペーパーで調べるという率は非常に低くなってくるわけでありまして、今後ますますそういう傾向は強まるわけでございます。そういう中で、なお図書館というのはどういう役割を果たせるのかと、あるいは最終的に一番情報の必要な方が一番図書館に行ってもらわなければいけない、そして、その情報が図書館にあるというふうにならなければならないと思うわけですが、果たして今、武雄に限らずどこの図書館でもそういう状況が見ら

れるだろうかというような大きな問題がございます。

そういう面では、市民サービスのさらなる向上という、その中身は何なのかというようなこと、あるいはもちろん、指定管理でありますので、財政状況の改善と、効率的な経営につながるものはないかということでございます。それから、よそのまちの方にわかりにくいのが歴史資料館の併設という形でございますが、これにつきましては、非常にコンパクトな建物だと、機能だということの評価はわかるわけですが、5年前から既に窮屈な状況等は申し出も、訴えられてもしてきたわけでございます。

それから、御承知のとおり、佐賀県では文化スポーツを教育委員会から離すということが行われました。これは、法律の改正によって全国あちこちでなされているわけですが、要するに、図書館というのが教育委員会の組織の中でのほうが機能を発揮できるのか、あるいは首長部局のほうのいろんな課と連携する中で、さらに発展した働きができるんじゃないかと、そういうような幾つかの取り組みがよそでも見られるわけでございます。

今、申し上げましたような観点を教育委員会等でもさらに詳細に申し上げまして、教育委員の皆様のご理解を得たところでございます。

さらに、加えて言いますと、既に指定管理はあちこちで行われているわけでございます。市長さんと話す中で、これは武雄の場合でも3年前でも、4年前でもできたことではあるわけですが、しようと思ったらできたことだろうと思うんです。ただ、先ほど申しましたように、今、よそで行われているような指定管理で本当にメリットがあるのかということを考えてときには、実は出張の折なんかには図書館等に行くわけでありまして、指定管理されている図書館を出まして、近くにおられる方に聞きますと、指定管理になっているそうですねと聞いても、知りませんという方が多いんですね。つまり、指定管理はいわゆる図書館内部でのやりとりであって、市民の皆さんに直接かかわっていないと、そういう状況も見られるわけでありまして。それは図書館としての、そういう形での指定管理は武雄市にとっては意味がないんじゃないかというようなことを思いました。

それから、10年後、20年後を考えましたときに、子どもたちはもう既にパソコンで情報を仕入れているわけでございます。ペーパーでの蔵書数を誇る時代ではないだろうというふうに思うわけです。一番働く世代の方が必要な情報が図書館にあると、そういうふうに市民の皆さんに思ってもらえるような図書館にするのが理想ではないかというふうに思うわけです。

昨年度 iPad を入れまして、昨年度視察が35回あっております。148名の方が全国から見えておられます。iPad も膨大な数を入れているわけではございません。しかし、この情報化に対する全国の皆さんの関心は極めて高いものがございまして、そういう時代になるということを予測されているわけです。

ただいま出されましたので言いますけれども、伊万里市の図書館、確かにすばらしい図書館でございます。これからの伊万里市の図書館を考えた文書を読ませていただきましたけれど

も、やはり、列をつくって情報を仕入れに来る、情報を求めてこられる方の働く世代のそういう情報化社会の図書館のイメージをこれからの図書館像として、イメージとして持つておられる。

そういうことを考えますと、これまでの建設まで御努力いただいた方、それまでのいきさつ、また、この十数年いろんな面でかかわって育ててもらった、支えてもらった、そういう方の御努力というのは十分に尊重した上で、これからの時代の図書館像を求めていくと。これは、たくさんの歴史資料があるわけでありましてけれども、この歴史資料は、いわゆる武雄の魂と申しますか、スピリットですね、精神をあらわすものとして、私どもはその資料的な大事さ、文化財としての大事さ以上に、私どもはそういう先に進むという武雄の魂というのを受け継いで、ここで思い切ってするというのが理想ではないかと考えているわけです。もう時代の要請がそこに来ているんじゃないかと。これは、実は、こんなに長くいいですか、長過ぎますか。

〔25番「質問から外れているって」〕

いや、教育委員会に説明した趣旨を。

そういうことで、武雄ならできると、この樋渡市政の中だったらできると、可能だというように思いで私のほうも進めているところでございます。もちろん、いろいろ課題はございますので、これからまた検討していきたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

もうそれは5月23日開かれた教育委員会で教育長がどういう図書館像を考えているかというのはよくわかりました。質問したのはね、議題は何だったのかと。教育委員の人たちがどういう意見を出されたのか、だれが何を言ったかとは余り関心ありませんから、それはどういう結論を導き出されたのかということでしたので、趣旨はわかりました。

その次ですけど、5月4日に、私だけかもしれませんが、ほかの議員さんたちは知ったかも知りませんが、5月4日にある意味では突然知ったわけですよ、武雄市の図書館の今後の方向性について。教育長はこれいつ知られたんですか。指定管理者の方向に、TSUTAYAとの基本合意を結ぶんだという。テレビを見ていますと、CCCの社長と樋渡市長が合意文書にサインする場面がありますよね、さっきいただきましたけれども、資料をね。これいつ知ったのかというのが1つ。

伊万里図書館のことをさっき言いましたけれども、この間の一般質問の中でも、武雄市図書館も年間30万の人たちが来館されている。貸出冊数からいけば35万冊ですね。これは、伊万里市の55万冊と武雄市の35万冊と人口規模からいいますと、かなり肩を並べる利用頻度と申しますか、誇りにできる内容だというふうに思うんですよ、中身はどうであるにしろ。も

う1つの蔵書数につきましても、まだ示されている基準からいきますと、人口規模によって図書冊数、蔵書数というのは大体目安がありますね。それ大体9万冊から10万冊だと言っておられましたけれども、その目安からすると、まだまだ低い状況でしょう、年間1,300万円の図書購入費があるわけですが、その後で事務方のほうからでも答弁していただければいいと思います。

これは、先ほど趣旨を述べられましたけれども、図書館の自由に関する宣言、これはもう教育委員会ではいわば当然読まれている内容だろうと思うんですけども、この図書館の自由に関する宣言、「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由を持つ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする」、これが基本的な役割ですね。

きのう市長は憲法に定められた幸福追求権というのは、確かに本当に国民の財産として今後発展させていかなきゃならない問題ですけれども、この中で、この任務を果たすために、図書館は次のことを確認し、実践する、4項目中身を上げていますね。すべて説明を求める必要はないですけども、そこにCCC、TSUTAYAを指定管理者として5月4日の市長の記者会見で発表したわけですけれども、その図書館の持つ基本的役割の一つである、3番目に明示されていますけれども、図書館は利用者の秘密を守る、これは基本的な役割の中の4つの項目の大事な一つとして明記されています。

今回の一般質問を見ても、情報の管理だとか、個人情報の保護だとか、そういったことがかなり質問の中でも出ていましたね、貸出履歴の保全といいますかね。これは新聞報道でも、これは外に出さないと市長が何度も明言されていますので、それは信頼するしかないわけですけれども、1つは読者が何を読むかは、その人のプライバシーに属することであり、図書館は利用者の読書事実を外部に漏らさない、これは当然といえば当然ですね。

この利用者の秘密を守る中に3項目あるわけですけれども、2つ目には図書館は読書記録以外の図書館の利用事実に関しても利用者のプライバシーを侵さない。3番目には、利用者の読書事実、利用事実、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人々は、この秘密を守らなきゃならない、いわば守秘義務が明記されていますね。これが1979年に確定された図書館の自由に関する宣言、ユネスコも同じような方向で宣言を出していますよね。これを参考にしながら、日本でも宣言が採択されたこと、それで図書館でやられてきている。

先ほど、いわば指定管理者制度がふえていると言いましたけれども、全国で121でしょう、指定管理者制度に移行したのは。この一般質問の中でも、一たんは指定管理者にしたけれどももとに戻すと。鳥栖では1票差で否決されたこと。東与賀は合併によって直営に戻ったわけですけれども、鹿島は地元のNPOで指定管理者をやって、来年切れるという話ですけれども、福岡県の小郡市は指定管理者にしたものの、どういう理由か詳しくわかりませんが、結局直営に戻したと。幾つか行ったり来たりしている。全体のまだそんなに考えるほど

多くのところが指定管理者の方向に動いているわけではない。きのうの質問でもあっていましたけれども、大勢にはなっていない、そう数の上では言えるんじゃないかと。

それで、これらのことを遵守していく上で、図書館法、あるいは図書館の自由に関する宣言、先ほど読み上げました。この保障となるのは当然だと思いますね、これらの国の法律やあるいは自由に関する宣言。これが個人の情報を保護するという意味では一番大事な保障になるんだろうと思うんですけども、武雄市とCCCとの間に契約が交わされるだろうと思うんですけども、それはいつになるかわかりませんが、これが教育委員会としては、この担保といいますか、個人情報保護、これどうやって担保していくのかと、このことを教育長のほうから答弁していただきたいと思うんですけども。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

個人情報保護の関係につきましては、昨日御説明をさせていただきましたけれども、こういった内容で私どもの個人情報保護審議会にかけて担保をしていきたい。それから、カードの利用履歴とか、そういったものにつきましても、きちんと規約の中で決めて、同意をいただいた上でCCC側に渡る部分と渡らない部分がございます。この部分を改めて申し上げますと、従来のカード、これにつきましては貸出履歴ございますけれども、返却をされた際に履歴は消えるという形になります。それから、ポイントが今度はずくわけですので、ポイントに関する部分についてのみ、CCC側に渡るという形になりますので、情報についてはきちんと守られるということで考えておるところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

きのうの市長の答弁の中で、図書館カード、私持っていますけど、図書館カードを、今バーコードでやっているのを磁気に切りかえると。これは返却と同時に消去されるということをして市長答弁しましたよね。もう1つは、Tカードですけども、この貸出履歴についてはTポイントが与えられるわけですね。これ新聞にも報道されましたけれども、本人の同意を得てTカードを発行してもらおうかどうかというのは決まってきましたね。そうすると、これ1年3カ月利用システムの中で残すと、館の外には出さない。これはきのう市長答弁しましたよね、1年3カ月。どうして1年3カ月なのかなど、これいま一つ理由がわからないところで。これ市長のほうから答弁いただけますね、これが1つです。

もう1つは、2011年の10月1日、T会員規約改定という資料があるわけですけども、このCCCが持っている規約ですね。これは会員規約、CCCカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と、これは図書館だけじゃないでしょうからね、会員規約というのがあります。

す。この中で、何条まであるんですか、これ全部読むのに6ページからありますので、全部読むのはもったいないですけども、この中で、個人情報に関するところだけ引用して市長の答弁を求めたいんですけども、その個人情報についてという第4条、当社というのはCCCですね、当社は本条第2項記載の会員の個人情報、必要な保護措置を講じた上で取得し、本条第3項記載の各利用目的のために利用させていただきます。また本条第4項記載の共同利用者と本条第3項記載の各利用目的のために、本条第2項記載の個人情報項目を共同して利用させていただきます。

当社が、CCCが取得する会員の個人情報の項目、これは13項目あるんですけど、なかなかやっぱり難しいですね、会員規約というのは。そこで、ちょっと心配なところだけ言っておきますと、本条第2項記載の会員の個人情報というところですけども、ポイントプログラム参加企業における利用の履歴、この参加企業のポイントプログラム参加企業における利用の履歴、この中に指定管理者として入るCCCが、武雄の図書館もその中に加わるのかというのが1つあります。

それから、本条第3項記載という項目から、これは退会ですからね、会員に入ったけれども退会するという規則ですから。

もう1つは第4項、CCCが取得する会員の個人情報の項目の第4項ですけども、ポイントの付与または使用等に関する情報。第5項はクレジットカードの番号とかいろいろあるわけですけども、そこで先ほど言いました1年3カ月は、利用システムの中で必要だから、これは館外に出さなくて武雄市図書館の中に保管するというのか、それはいわば利用者のどういう傾向かということがわかるわけでしょう。そして、先ほどもらった資料の中に、これは基本合意書の中に、専門知識を有したスタッフによるレファレンスの向上。これ当然、図書館には図書司書がおりまして、いろんな特に子どもたちとか、初めて来る人に対するレファレンスというのは図書館活動の柱ですよ。この括弧づけの中にあるんですけども、お薦めの本提案、こういう本はどうですかという、薦めるわけでしょう。これもレファレンス活動のいわば、活動の一つといえれば確かに一つかもしれませんね。だけど、これが直営の場合と民間の場合と、これは違うんじゃないのかなという感じがするんですよ、あり方がね。言葉としてはレファレンスという言葉は一緒ですけども、そこら辺でいう1年3カ月という根拠と、もう1つはポイントプログラム参加企業、TSUTAYA加盟店というふうになると思うんですけども、ここの中に指定管理者となるCCC、TSUTAYAが入るのかどうか。TカードとTポイント、1点1円ですか、そういうことも5月20日の説明会で言っておられましたので、あわせて教育長でもいいですけども、どっちの答弁をいただけますかね。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

（モニター使用）既に、上田雄一議員に十分お答えしたと思いますけれども、改めて御指名ですので答弁をしたいと思います。

実は、上田雄一議員のときには、この資料を使いました。この資料を使ったときに、ちょっと今、また修正があるんですが、Tカードを使うといったときに、先に何で1年3か月かと、分析システムが。これTポイントのカードだけがこの分析システムの中に1年3か月ということで入ります。これちょっと図が幾分間違っているんですけども、すみません。この従来のカードの利用については、これは私の希望で、今までの図書館カードと同じにしようとしたが、本を返却したときに、その図書館の履歴はもう消そうよということで、これはCCCと同意ができていますので、このTカードの利用をされた、同意をされた方のみだけが分析システムのほうに入るということになります。じゃあ、何が入るかという、利用会員、使用年月日、使用時刻、貸出点数、貸出履歴というのは、この中に入っていきます。じゃあ何で1年3か月かということなんですけれども、これについては要は短いだけじゃなくて、その本が例えば1年、私も本借りているので、これはわかりますけれども、1年というふうに借りられ、どういう傾向の人たちに親しまれてということについては、これは時間がないとだめです。ですので、そういった意味から、これは十分な期間が必要だろうということでもあります。もちろん、これについては、1年3か月というのは同意をとるときにちゃんと話をしますし、もちろん、この図書館の管内システムからこの分析システムの結果が出ることは一切ありません、一切ない。じゃあ何が出るかという、Tカードの場合はT会員番号、使用年月日、使用時刻、ポイント数、貸出点数のみが入って、このポイントシステムの中に入ります。したがって、先ほどちょっと質問の趣旨が毎回わからないんですが、あれなんですね、CCCがこの中に入るかということについては、これCCCが大きければ運営することになりますので、ここに入るか、入らないかっていうのは、これを運営する立場にあります。それで、例えばここでたまったポイントをじゃあTSUTAYAで使えるかどうか。その1ポイントを1円として使えるか、あるいはポイントとして使える、これは使えます。ですので、CCCの場合は、この全体のシステムを運営する立場と、もう1つは加盟店という立場がありますので、これについてはちょっと2つありますので、何とも答えようがないのかなということはあると思います。おわかりですか。

〔25番「私が質問しよるんやから」〕

だから、おわかりでしょうか。

〔25番「参加企業に入るのか、入らないのか」〕

だから、参加企業っていつでも運営する立場と、もう1つはCCCはTSUTAYAというのを持っていますので、そういう意味ではもともと参加をするというのは当たり前の話です。これは上田雄一議員にもお答えしたとおりであります。

もう1つが、規約の話が出ました。これもちゃんと通告をしてもらわないと、本当。規約の第何条とかなんとかってというのは、そこでおっしゃるのもいいんですけど、そうすれば、これは質問するからというのはおっしゃっていただかないと困るわけですね。まあ毎回そうですので、あえて申し上げませんが、規約は変更します、変更させます。それは当たり前前の話です。このTポイントカードの規約については、今までこれを想定していなかったわけですね、こういう図書館を指定管理者で受けるということは当然想定していませんでしたし、その部分というのは、私も何度か読みましたし、弁護士とも協議をしていますけれども、全く触れられているところはないんですよ、かするところがない。それは当たり前前の話ですね、想定していないから。したがって、その部分というのは条の追加か、条を改めて起こすかはちょっと別にして、きちんと入れ込みます、その部分というのは。入れ込んだ上で、この内容というのを書き込みます。この中で、図書館履歴の扱いについても、Tカードの規約ですよ、規約の中に丁寧に書き込まれるということになってまいります。

そして、先ほどちょっと部長答弁の補足なんですけれども、このシステムが妥当かどうかということについては、これは、これも上田雄一議員にお答えしましたけれども、当市の個人情報保護審議会に諮ります。個人情報保護審議会に諮って、このシステムで妥当かどうか、適切かどうかというのを諮った上で、この結果については市議会に報告を真っ先にさせていただきます。そして、市議会でもた御議論があります場合は、それはまた承りたいと、このように考えておりますので、今のところ、この全体像を示して、これは佐賀新聞、朝日新聞等にも出ましたけれども、今、この点で識者から等についての批判は一切ないことを付言させていただきます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

通告の中に書いていますよ。どう書いているかということ、結論としてどうしてCCCへの運営企画の委託なのかと、基本合意に至る経過についてと。

〔市長「規約は書いていないでしょう」〕

CCCがどういう会員規約を持っているかと、質問する側としては当然調べなきゃいかんことでしょう。質問受ける側が調べるかどうかわかりませんよ。しかし、質問する側としては、CCCの会員規約がじゃあどうなっているのかと、これは当然、そういうことは調べた上で質問しますよ。

そこで質問しますが、市長が会員規約のことをいろいろ言いましたのでつけ加えますけれども、今わかったのは、参加企業の中に入るということをも1つ市長が言った。それはしかし、規約を新しくつくと。この個人情報について、この個人情報の取り扱いについて、も

う1つは当社が取得する会員の個人情報項目、これはCCCの基本中の基本でしょう、この会員規約というのは。その第9項の中にこういうものがあります。

閲覧履歴、購入の履歴を含むサービス利用の履歴というのがあります。これはさっき古賀部長が言いましたように、新しい規則をCCCと結ぶのであれば、契約の中にこれは担保されますね、これは外される。これまでの市長の答弁から言うと、ここでいう閲覧履歴だとか、購入の履歴というのは外されるということになりますね。そういうふうになっていくんじゃないですか。市長が先ほど言いましたけれども、そういった意味では質問する側もちゃんと準備をして、規約がどうなっているかというのも当然、準備した上で質問しますよ。通告していないということではありません。

〔市長「通告していません」〕

あなたにしていなくて、係に言っています。

次行きましょうか。市長もいろいろ言いますから、あなたは答弁する義務であって、議員は質問する権利がありますので、当然答えてください。

どこまで行ったか、市長余計なことを言うからわからんごとなった。（発言する者あり）

次行きましょうかね。注意してやったがいいよ、耳ざわりではない。

○議長（杉原豊喜君）

質問を続けてください。

○25番（平野邦夫君）（続）

この武雄市と、武雄市の市長樋渡啓祐って書いてありますね。これCCC株式会社代表取締役社長の増田宗昭さんですか、武雄市図書館・歴史資料館の企画運営に関し、本日、次のとおり基本合意をしましたと。基本合意の骨子がもう資料を皆さん方に配られておりますので、中身は御存じだと思いますけれども、私、この基本合意の中で、武雄市は進展する高齢——これは先ほど教育長が方向性、趣旨を述べられたからね。進展する高齢社会の中で住みやすいまちづくりを目指している。このまちづくりに必要な豊かな生活を実現するための中核的施設として武雄市図書館・歴史資料館をより市民価値の高い施設として運営することとしたと。このために、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社、これを乙が渋谷区の代官山地区にオープン、運営している代官山の蔦屋書店のコンセプト及びノウハウを導入し、より市民価値の高い施設として企画運営すること及びそのための重要な手段として、附属事業を展開することについて、甲及び乙は下記のとおり基本合意をする。これが4項目ありますね。

ここで単純な質問ですけど、甲は武雄市長樋渡啓祐、これは、こういう基本合意って印鑑要らないんですか。普通公式の文書というのはお互いにテレビでサインしよったやないですか、それだけで済むんですか。乙はカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社増田宗昭さんですか、ここも印鑑がない。だから、ああいうふうに大々的にテレビで放映されて、基

本合意、基本合意書、これは拘束するものでしょう、単なるメモじゃないでしょう。これどうなんですか、市長、笑っていますけど。そしたら、ちょっと市長説明してくださいよ。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

そういうのを事大主義っていうんですよ、事大主義って。印鑑があるとか、ないとか。私はそれよりももっと大事なことは、それをオープンにすることだと思ったんですね、オープンに。ですので、記者会見も2度開きました。その後、サガテレビにも生出演しました。ですので、合意した中身等については、私は自分の口から、そして、合意をした増田社長とともに5月4日に記者会見に臨み、佐賀県庁の場合は私1人で、CCCの高橋さんが一緒にいてくれましたけど、それで発表したわけですね。

議員御案内じゃないと思いますけれども、地方自治法上で、公印の有無については、それは法定拘束力は持ちません。どういうふうにして持つかという、この案件についてはあくまでも、これは基本合意書なんですね、基本合意書です。ですので、その基本合意書というのは、地方自治法上、あるいはまだこれについては条例等ありませんので、正直言って法的という意味、あるいは条例的という意味、法令的という意味では、これは効力を発揮し得ません、そういう意味では発揮し得ません。じゃあ、どこでそれは法的拘束力を発揮するかというと、今回の提案をさせていただいております図書館の改正条例なんですね、まず。そこで指定管理者という道が開ければ、次は7月の臨時議会、10日前後ということで招集させていただこうと思いますが、その中で、今度は指定管理者の契約です。いわゆる契約の中で、これが議決権を有しますので、これに議会、私ども市民は縛られることになります。

したがって、これに印鑑がある、ないというのは、まず関係がありません。これはあくまでも地方自治法上にとらえれば、あくまでもこれは統括代表権を有する市の行財政をつかさどる武雄市長として私は臨んだ次第であります。これについて、私は言い逃れするつもりはありません。ありませんし、これをきちんと会見で言ったのもそのとおりでありますので、あえて法令上の解釈を言えばそうなのかなという気がしておりますけれども、だから、何で印鑑がある、ないとかというのは、市民が聞いていてもちんぷんかんぷんだと思いますよ。そこが、そこしか論点がないのかなという意味では御同慶の至りかなと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

市民の皆さんがちんぷんかんぷんって考えているかどうかわかりませんよ、それは。しかし、その程度の認識かというのは本当に失礼な答弁ですよ。前から私に対しては卑怯者だと

かね。

〔市長「言ったとおりです」〕

撤回しなさいよ、そういうことは。あなたに反論権ないんだから、議員には質問権がありますよ。市長は質問したことに対して、それは軽重の度がありますよ。しかし、答弁すりゃいいじゃないですか、答弁の義務があるんだから、一々私の質問に対する解釈は必要ないですよ。

一言で言えば、これは拘束力はないということですね。拘束力をあえて持たそうとすれば、だから、これは契約案件まで出てこない、契約には印鑑がある、必要でしょう。（発言する者あり）

黙ってなさい。事大主義であろうと何であろうと、公式文書というのは日本の文化の中では印鑑は必要でしょう。必要でしょうもん、それをあんた否定すると。ヨーロッパはサインだけでいいですよ。しかし、市役所市民課に行ってますか、印鑑何回押さないかんですか、いろんな資料を取るのに。それはいいですけども、そういうことにいちやもんつける必要ないですよ。市長は応援団がいっぱいおるんで力強いでしょうけど。（発言する者あり）

次に、これはTSUTAYA側が出している文書なんですけれども、もうこれはTSUTAYA側がコメントで出した文章でしょうね。先ほど出しましたけれども、いわばニュースリリースで、導入部分の文章は大体似たとおりですので、提携により武雄市図書館に実現する9つの市民価値と。よく市長も市民価値をいかに高めるかと、さっき教育長もそう言いましたよね。従来の図書館の役割、それをさらに将来的にどう発展させていくかと。それは子どもから高齢者まで、みんなが生涯学習のセンターとして自由に使える、そのことはあえて言う必要もないですね。

そういうことを考えてみますと、ここで20万冊の知に出会える場所、雑誌販売の導入、映画音楽の充実、文具販売の導入、電子端末を活用した検索サービス、カフェダイニングの導入——カフェダイニングっていうのは、そこで食事もできるということでしょう、代官山蔦屋書店のノウハウを活用した品ぞろえやサービスの導入、Tカード、Tポイントの導入、365日朝9時から夜9時までの開館時間、この9つの合意をされましたよね。それで、市民価値を高めるんだと。

確かに今の雇用形態というのはそれぞれ昔ほどに8時から5時までとか、9時から6時という雇用形態ばかりじゃありませんので、深夜働いている人もおる。もう雇用形態変わってきていますよね。多くの人に利用してもらおうとすれば、それは開館時間を延長する、365日が妥当かどうかというのは、今後市民の討論にゆだねるということも大事なことですけれども、しかし、開館時間を広げるという意味では、それは一応賛成するところありますよ。しかし、それは当然コストがかかりますね。そのコストがかかるけれども、5月20日のエポ

カルでの説明会を聞きますと、例えばTSUTAYAが、CCCがどの程度の給与水準を示すのかと。その給与水準に対して、現状と比べたときに、現給保障をする。もし、低い給料で採用しようとするれば、その差額は委託料の中にそれをぶち込むんでしょ、ぶち込むっていうのは言葉悪いですね。委託料の中に、その現給保障の分を入れるということなんでしょ、市長が言うのはね。

そういった意味で、スタッフもふやさないかん、8時間労働制っていうのもありますからね。特に市長が言う残業禁止ということもありますので、9時から9時までの開館時間にふさわしい、あるいはレファレンスを充実しようとするれば、当然、その専門家も比重を増していかなきゃいかん。そうすると、当然コストがかかる。そのコストについては、指定管理者に対する委託料で補っていく。今、1億4,500万円ですよ、年間の図書館の経費というのは。この1年間の1億4,500万円の中で図書購入費は1,300万円、これは平成24年度予算でそうなっていますね。

ただ、見てみますと、12年たって節電ということを考えてときに、LEDに切りかえることとか、あるいは空調設備を改善するとか、そういった改修というのは当然、営繕費の中で見ていかなきゃいかん部分があると思いますよ。LEDにかえることによって節電効果が出てくる、あるいはエアコンを改修することによってコストを下げることもできる。こういったことは、委託する側が努力をして、そういった整備をしてから委託するわけでしょう。

もう1つ気になりますのはね、2億5,400万円かけて改修工事をやる。それ5月20日言ったでしょう、あの図書館の説明会のときに。2億5,400万円かけてコンクリート……（発言する者あり）言っていないなら言っていないで言いなさいよ。あなた130名来て……（発言する者あり）いいですよ、それは私質問しているんだから。それで、コンクリートから本へと、今回の一般質問の中でも言ったやないですか。まだ12年しかたっていない。12年しかたっていないけれども、がたががきている。どこにがたががきているかわかりませんがね。だから、2億5,400万円の根拠づけをしようとした。2億5,400万円といいますと、1,300万円の図書購入費の20年分ですよ。そういうことを考えますとね、単純に比較しますとね。そういう整備をした上で、指定管理者として出す、それで委託費も出す。全体としては1,500万円そこで経費を節減していく。そういうふうに今度の議会でも、あるいは5月20日のエポカルの説明会のときに質問しませんでしたけれども、言ったやないですか。

〔市長「言ってません」〕

〔19番「条例改正もあつとらんとに——」〕（発言する者あり）

もう130名が聞いているわけですから、後で聞いてみてください。

それで、そういった意味では、今までもあそこでお茶を飲んだり、水を飲んだりすることがありますよね、きのう牟田議員が質問していましたけれども。しかし、それを場所を変えて、そして、ソファも机も家具も買いかえて、食事もしながら本が読める。それがやっぱり

将来的な構想だとして、市民的価値を引き上げるんだということの一つですか。これはもう一回聞きたいと思います。

もう1つは、指定管理者にすることによって、学校図書館との連携はどうなっていくのかなというのがあります。私は、ここの議会で1回言うたことあるんですけども、図書館の周辺にある学校、これ歩いても行けますよね、これは教育長に聞きたいんですけど。学校近くにありますが、青陵中学校もありますし、高校もありますし、武雄中学校もありますし、御船ヶ丘小学校もある、保育所もありますね、教育環境としてはそろっていますよ。ところが、周辺部になりますと低学年の子どもたちというのは、なかなか図書館に行く機会がない、移動図書館はありませんからね。この図書館関係者と話しますと、年に1回か2回かわりませんが、図書館に行こうと、移動図書館では満足できない、やっぱり建物のすばらしさとか、周りの環境といいますか、そういう中で、図書館の持つ役割を子どもたちは体験していく、これやっているという話も聞きました。これが指定管理者を導入することによって、学校図書との連携というのはどうなっていくんだろうかということをお自身の懸念として持っているわけですよね。ですから、どうして指定管理者なのかということの疑問の中に、それは子どもから高齢者みんながそこで学べる、そういうことの一つとして教育長に聞いておきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

2点申し上げます。1つは、公立図書館としての役割は残すということが、これまでもずっと話されてきたところでございます。したがって、そういう連携面についても十分に考えていくということでございます。

それから、きのうまでの話し合いの中で、9時から21時の中の話の中に、保護者の方が帰ってから連れていってもらおうと、そういう機会もふえるんじゃないかというような話が出たのもありました。あり得ることかなというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

こうやって人をはめていくんだなと思いましたね。ほんとにね、私は自分の言ったことは覚えてますよ、覚えてます。5月10日でしたっけね、図書館の関係者に対する説明会のときに、あるいは上田雄一議員にきちんとお答えしましたけれども。

〔25番「10日はあなたが断った日、20日です」〕

それは失礼しました。20日ですね。議会から、まず議会にちゃんとと言えということでしたので、それは別に断ったわけじゃなくて、それは何か文句があるんだったら議会に言うてく

ださい。（発言する者あり）（「それは誤解でしょう」と呼ぶ者あり）それは議会じゃなくて、誤解だそうです。

何でしたっけ、質問は。

〔25番「こうやって人をはめていくんだなと言われました」〕

そうなんですよ、2億5,400万円ってだれも言っていないよ。もし言ったとするならば、これは上田雄一議員のときに、ちゃんと同じことを答えましたけれども、1割削減したときに、その額掛ける、例えば、これからその図書館としてどれだけこの規模でもたせるかといったときに、10年から15年かけたときに、一つの試算とすれば2億5,000万円ぐらいになりますかねということ、何ですか、その400万円って消費税ですかね。ですので、そういうことは試算としては申し上げます。しかし、私はあの場でも申し上げたし、議員にも申し上げました。それに10年以上たっていますので、大規模改修の必要があります、いろんながたがきています。ですので、そういった意味からして、私は全部積算をした上で、これについては9月議会にきちんとまた出していきたいというふうに思っています。

（モニター使用）今、こういうふうにしようと思っているんですけども、ここに子育てスペース、——上田雄一議員に答えましたけれども、子育てのスペース……（発言する者あり）

上田雄一議員にもお答えしましたが、このカフェスペースの後ろのところに子育てのスペースをしっかりと確保するといったこととか、あと今、これコンクリートになっていますので、ここにコンクリートから本へということでは本を置いていくと、ここにキャットウォークをつけていくということ等をすべて市が出すわけじゃありません。もちろん、営利にかかる部分というのはCCC側が出すということになりますので、その作業を7月にきちんとやっさいこうというふうに思っております。7月にやって9月に所要の予算を計上させていただこうと思っていますので、何か一つの数字だけをとってね、またそうやって決め打ちしてやるというのがあなた方の戦法なのかなと思って、私も口には注意をしよう、このように思っております。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

あなたも予断と偏見でようしゃべりますね。こうやって人をはめていく、こんな失礼な話はないですよ。議事録に残るわけですから。

〔市長「ああ残しますよ」〕

あなた最初に品がないと言いましたけれども、それをあなたにそのまま返しますよ。

〔市長「どうぞ」〕

うん。もっと冷静に。

○議長（杉原豊喜君）

質問を、平野議員

○25番（平野邦夫君）（続）

しますよ、それは質問は。（「冷静になって我が言いようたい」と呼ぶ者あり）
言葉っていうのはね、やっぱり人格の表現ですから。

○議長（杉原豊喜君）

質問をお願いします。

○25番（平野邦夫君）（続）

質問しますよ、私の時間内だから、黙って聞いてなさいよ。

だから、さっき言うたね、こうやって人をはめていくんだなと、あなた方はと。これは公式に抗議もし、撤回してもらいますよ、はい。そういう予断と偏見を持って言うべきじゃないですよ。議長が注意すべきですよ、こういうことは。（発言する者あり）せんならせんでよかばってん。

○議長（杉原豊喜君）

私語を慎んでください、質問を続けてください、質問を。

○25番（平野邦夫君）（続）

しますから大丈夫ですよ、心配せんでいいですよ。

○議長（杉原豊喜君）

心配していますよ、質問してください。

○25番（平野邦夫君）（続）

どういうふうに質問を展開していこうと考えているわけですから。

さて、図書館については今度15日ですか、条例改定の議案審議がありますから、もうそこでいろいろまた質疑する場もありますので、そのことはそのときにまたやるとして、市民アンケートをとると、手順は民主的にやられるんでしょうけれども、1,000人規模って言われたんですかね、1,000人規模でアンケートをとる。まずは図書館に来た人からずっと子どもから大人まで、そういう対象としてはそうなっていくんでしょうけれども、これは市民アンケートの中身についてはまだ、これから準備されていくんでしょうけれども、大体基本的にはどういうことを求めていくんですか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これはいい質問だと思いますよ。私は、全部が全部いちゃもんとか言っていないからね、是は是、非は非と思っています。

今のところ、7月から8月にかけて1,000人規模のアンケートをとりたいと思っています。

ちょっと対面というふうに申し上げたんですけれども、1,000人全部対面というのは、これは不可能ですので、その中の2割程度を、200人程度を対面にしたいと、図書館の来訪者であるとか、地域の方々であるとか、図書館に来たことない人っているわけじゃないですか。ですので、図書館の来訪者に限らず、例えば、古川盛義議員がお住まいの武内町であるとか、上野議員さんがお住まいの久津具であるとか、吉川里己議員がお住まいになっている北上滝であるとか、そういったところの周辺部でもアンケートを一応とりたいたいと思うんです。それはちょっと人口比に応じて多分とるということになると思うんですけれども、そういったことで対面とそのアンケート、アンケートの中身については、図書館にどういったことを望むかということです。これはすなわち、これはイエスかノーかじゃなくて、7月の10日前後になろうと思うんですけれども、これは議長とよく相談しますけれども、臨時議会を招集させていただいて、そこで議決を経て、正式に指定管理者としてCCCをお願いをするということが議会としての意思として確定した後にアンケートをとるので、これはもうイエスかノーじゃなくて、図書館にどういうことを望みますかということ、どういう本を置いてほしいですかと、あるいは図書館の本体業務、本を貸し出すというもの以外にどういったことを期待します、あるいはこれはやってほしくないということについて、多岐にわたりますので、そういったアンケートをとりたいたいと思っています。

そして、もう1つ大事なのは、図書館というのは思い入れの差がありますよね、思い入れの差が。ですので、今まで培ってこられた方いるじゃないですか。例えば、エポカルフレンズの方とか、歴史の文化の、その方々にはまた個別にとります。個別にとって、それと一般アンケートと2つになるのかなということで、これについては9月議会の段階で公表したいと思っています。

いずれにしても、やっぱり市民ニーズというのは一番なんです、市民価値を上げるには、その根底にあるのは市民の方々がどういうふうに図書館を望んでいるかということがベースにあってしかるべきだと、これは議員と同じだと思います。その上で何を期待するか、何をやってほしいか、いや、これだけはしてくれるなということについて、広範にアンケートをとるとするのが今の私の基本的な方針でありますし、これについてはアンケート項目等についても、場合によっては議会とよく相談をして出していきたいと、このように思っております。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

一番最初に質問に入ります前に、私、近くおるからちょいちょい行けるんですよ。私、この際、周辺部という言葉は悪いかもかもしれませんけれども、なかなか図書館に行けない子どもたちおられますよね。中学生になると自転車で来れる。もちろん、夜の9時までおれると

ということじゃありませんけれども、それは規則の中で子どもは何時までというふうになっていくんでしょうけど、そういったなかなか図書館に来れない、学校図書を充実していくとは前提ですよ。学校図書を充実していく、そこに司書の先生を置く。そういうことを充実させていくということと、中核的な施設にと市長言っていますからね。教育長も将来の子どもたちの成長を願ってと言っておられますので、図書館というのは、やっぱり学びの場ですよ、生涯学習であると同時に、子どもにとっては学びの場、どういう本と出会うのかと、そのレファレンスの人たちの力量次第ですよ。

私、感動しましたのは、伊万里の司書の人たちは図書館に置いている絵本全部読んでいるというんですよ。だから、子どものリクエストにすぐ答えられる。そこまで専門性を高めていく、これは蓄積が必要だと思うんですよ、司書としてのね、時間がかかりますよ。

そういったことも含めて、ぜひ、子どもたちが図書館になじめるような、そして希望を聞いていただきたい、これが1つです。

もう1つは高齢者、ひとり暮らしの方とか、なかなか図書館に来れない、外に出れない。これはみんなのバスがありますけれども、そういう人たちが今は介護保険で移動のための費用も出る制度がありますよね。いろんな意味で市民の皆さんの財産として、本当にみんなが誇りを持てるような、毎日に行けないにしても、そういうことも含めてアンケートをとっていただければ、もっと充実した今後の将来像というのが見えてくるんじゃないかと。子どもと高齢者、特にひとり暮らしのお年寄り、こういう人たちへのアンケートもぜひお願いをしたいということを考えております。

そういった意味じゃあ、ぜひ、その結果は市民にも公表されるでしょうし、議会にも当然報告していただけるでしょうから、そういうことを要望しておきたいというふうに思います。

次に、通告からいきますと、市営住宅の取り組みについてですね。

きのう市営住宅に関しても、市内全域で877戸という市営住宅がある。和田住宅がもう既に改修に入って、第2期の工事に進んでいきますね。私は、その中で中野住宅について、今、どこでも高齢化が進んできています。若い人の比重が多い住宅と高齢化が進んでいる住宅と、大体分かれてきているっちゃ語弊がありますけれども、そうなっていく傾向にありますよね。

そうなっていきますと、外階段の手すりというのは山下住宅は全部つきました。中野住宅についても、基本的には外階段はついていっているんでしょうけれども、この質問どりの中で聞いてみますと、1号棟から8号棟までは中野住宅に関しては市営ですよ、室内の、屋内の手すりがついていないと、9号棟から12号棟までは屋内の手すりがついている。これは、国の補助金との関係という説明だったかな、その制度がなくなったからついていないんですかね。計画があるから年次的にやっていくとか、そういうことがあるんでしょうけれども、今、必要なのは屋内での転倒防止といいますか、段差を解消する、手すりをつける。そういったことで、高齢者の転倒で骨折というのは、寝たきりになりかねないというものがありますので、

そういった意味では通告しておりますからね、それはぜひひとつ答弁をいただきたいと思えます。

もう1つ、住宅周辺の緑化といいますか、これは確かに大事なことですよ。中野住宅の市営住宅部分は、県の景観、あれは正式には何だったかな、建設部長は知っとるんじゃないですか。表彰されたでしょう、中野住宅の景観、県からね、表彰されましたよ、過去、できたすぐに。しかし、その当時からしますと、やっぱり木は成長していきますからね、大木とまではいきませんけれども、消毒だとか、そういったものが当然求められてくる。高齢化してきますと、自分でなかなかできない。そういった意味では、やっぱり営繕費はついているわけですから、その計画があれば、窓に差しかかった木を伐採するとか、そういった見回りといいますか、そのことについて今、答弁いただきましようかね。

○議長（杉原豊喜君）

石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

中野住宅のバリアフリー等の施設の不備があっているじゃないかという御指摘だと思いますけれども、これはバリアフリー法が施行されて、市営住宅の改築基準がその年度途中で変更になった関係で、それ以前に建設された分については、そういう施設が設けられていないと、バリアフリー対応になされていないという部分があります。しかし、これにつきましては交付金等も用意されておりますので、そういう計画を持っておりますので、少しでも早い段階で施設整備をしていきたいというふうに考えております。

それから、緑化の問題です。住宅にはそれぞれ緑を設けております。これは毎年、維持費をもって消毒、あるいは剪定等をしている状況でございます。個別の案件につきましては、私どものほうに相談していただければというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

そういった意味で、私が先ほど言いましたように、特に屋内での転倒防止といいますかね、これは医療費の抑制にもつながっていくわけですから、特に高齢者の転倒というのは、特に大腿部の骨折とかは寝たきりになりかねない。そういうことも含めて、例えば1号棟から8号棟まで屋内の手すりがついていないとなれば、早い時期にやるということですからね。早い時期だったってありますので、平成24年度中にやるのか、新年度でやるというふうなことがありますので、そういう日程がわかれば、ぜひ聞かせていただきたいというふうに思います。

そしたら、それ答弁求めた上で福祉のほうに行きましようかね。どうぞ。

○議長（杉原豊喜君）

石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

計画でございます。内部的な資料として持っているのは、平成27年、28年でもっていくような計画になっております。しかし、これにつきましては待てませんので、もっと前倒ししてやっ払いこうと考えています。ただ、今年度で行うということではございません。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

この住宅問題では最後ですけれども、それは難しい話じゃないですよ。例えば、住宅の場合は保証人が必要ですよ、以前は2人必要でしたけれども、条例改定で今は1人になっていますね。市内であれば、三親等以外でもいいわけでもんね、保証人はね。県外になれば、三親等以内で1人という保証人の規定になっていますね。

これは、保証人になってなかなか難しいんですけれども、例えば民間であれば、印鑑証明と収入証明、納税証明、この3つをつけて市役所に申請しなきゃいけませんね、その人の保証能力がどうなのかということもあるでしょうけど。保証人になって、そして、入居申込者と一緒に行かないかん、保証人さんと一緒に。これは以前なかったことなんですけれども、いつからそれ、内部で規則を変えたんですか。本人に印鑑証明等を出しているわけですから、本人にあなた保証人になりましたかということで電話1本すれば、今は携帯もありますからね、間違いありません、民間でそうするじゃないですか。一々、平日に市役所行って、なりましたと入居申込者と一緒に、それは内部で処理できる問題ですから、それはぜひ、改善できるところはぜひ改善していただきたいというふうに思います。ちょっと返事もろうとこうかね、するか、せんかば。

○議長（杉原豊喜君）

石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

この件については、ちょっと通告を受けていませんので、ちょっと調べておりません。調べてから報告したいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

通告せんでもすぐ解決できる問題でありますから、しかし、話はしていましたよ。

次に、福祉の問題に移りますけれども、これは3月の議会でも言いましたけれども、とりあえず平成23年度は中途でしたので、市役所の窓口のほうに生活保護の相談に来た人、最終的に3月段階では162名でしたけれども、それからもう1つは、相談に見えたけれども、い

わば適用できなかったという理由がいろいろあるんでしょうけれども、平成23年度の2月段階では58名に申請書を手渡したと、そして、回収したのが32名、全国平均でいきますと、武雄市は人口、世帯数でいくんですか、保護率は世帯数か、4.88%ですね。佐賀県が9.07%、全国では16.3%、これは、雇用の不安定さから正規雇用、非正規雇用などで契約社員だとか、雇いどめだとか、特に若い人の2人に1人が非正規だと言われています。

ですから、そういう意味では、非常に雇用が不安定だと、その中で生活が大変だというのは毎回議会でも言っていますけれども、本当に有効求人倍率にしましても、例えばここで言えば、ハローワーク管内で言えば就職率というのは38.8%なんですよ、就職率はね。それで、月間の有効求職者というのは1,912人、新規が379人といえますので、こういう人たちが例えば、契約が切れたとか、有期雇用とか、こういう人たちだろうと思うんですね。今、武雄は誘致企業を一生懸命やっておられますけれども、誘致企業で今度進出協定を結ばれるんでしょうけれども、昔はやっぱり働く人はみんな正社員だったんですよ、そして、終身雇用と、いわば日本の経済の発展の中では支えてきた人たちですよ。これが1999年から労働者派遣法が改悪されて、極めて不安定な雇用条件に置かれて、大企業はもうかっているんだけど、そこで働く人たちは極めて不安定な雇用状況。私たち中高年で見ますと、就職率というのは22.6%、22.6%しか就職できない、しかも非正規ですよ。パートでいきますと、これが75.3%、パートでも今は10時から2時まで働いてくれと、4時間。これは社会保険、厚生年金との関係がありますよね。そういった社会的な雇用条件の中で、生活保護の申請、相談に来るといふ人がふえてきている。

そこで、答弁してほしいんですけども、平成23年度の最終的な相談件数と、それから申請書を何人渡したかと、本来なら、古賀部長が民生部長のときに言いましたけど、相談に来た人にはまず申請書を渡すと、厚労省の指導ではそうやってきよるでしょう、だんだん。そこんところを見ますと、数字をまず教えてほしいんです、平成23年度の最終結果。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

生活保護等の相談でございますけれども、平成23年度で190件、それで申請書を交付した枚数につきましては64件でございます。

〔25番「開始は」〕

開始は、今言われましたけれども、38件でございます。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

これはぜひ、そういった意味では、福祉は人を助けると、そのための25条にいう生存権、

すべて国民は健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すと、すべて国民はですよ。その後に福祉六法があるわけですからね。その福祉六法の中の一つが生活保護法なわけですよ。だから、福祉というのは人を助ける、どうやって自立を進めていくかと、この人にはこういう制度がありますよと、そういう立場にぜひ立っていただきたい、私があえて言うまでもないことかもわかりませんがね。

一つの例として言いますと、例えば、市営住宅を借りている人で半年間入院している。病院の先生に聞きますと、もう余命幾ばくもないと。半年市営住宅を留守にしている、留守というか入院ですからね。わざわざ本人に家を出てくださいと、酸素吸入器をつけているんですよ。そして、家を片づけてくださいと、そういう人がありますか。そのために子どもたちの住所、携帯、全部福祉は知っているわけでしょう。子どもたちと相談をして、そういう半年たったら出ていかざるを得ないというのが、生活保護法の第何条、規則かなんかあるんですか。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

お尋ねの対象者の方につきましては、単身世帯ということで生活保護を行っているところでございます。本人の性格等も知っておりますので、まず本人に話すのが筋だというふうに思っております。本人に話した後に家族に話すというのが筋だというふうに思っているところでございます。

それと、長期入院されているということで、入院されますとき、それから中途、それからもう6カ月近くなりますので、6カ月を超えての住宅補助は出さないという話はいたしているところでございます。そういうことで、住宅を出ていけとか、そういう指導は行ってはおりません。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

本人に話すのが筋だと、これがいかにも官僚的であり事務的なんですよ。話していかどうかっていうのは本人の状況を見ればわかりますよ。だから、病院の先生と相談しましたかということなども必要ですよ、患者を預かっている側からしますとね。私は筋論を聞いているんじゃないですよ、人をいかに助けるかという立場から、今、話せば妥当なのかと、あるいは話すと本人が興奮したりする場合がありますよ、自分は身動きできんわけですからね。これはかなり個別的ですから、名前は言いませんけれども、だから、そういう状況を判断した上で、家族の人たちと相談をする。そういった原則性と柔軟な対応、これは一人一人ケースが違いますからね。そういった意味でも窓口に来た人に対する指導援助といいますか、こ

れが求められているんじゃないですか、だんだん窓口に来る人がふえてきているという状況の中ではね。そのことは強く求めておきます。

それから、通告しておる障がい者の問題ですけれども、もう障害者自立支援法というのが、果たして障がい者を支援する内容になっているかどうか、これは大分国会でも随分問題になってきていますよね。ことし初めて、武雄市の武雄市身体障害者福祉協会武雄支部の総会に招かれました。武雄町の議員7人のうち5人が参加をして、いろんな話を聞いたわけですが、どういう活動をされているかということの中に、地域自立支援協議会への参画を促進し、障がい者ニーズの実現を図る。2つ目には、障がい者110番事業を核とした相談事業を活性化させていこう。3番目には、災害時における各市町要援護者名簿作成の協力促進を図る。会員の増加、組織の拡大というのは、これは会独自の努力目標ですけれども、最後に市長との対話集会をやりたいと、こういうことも、その重点目標の中に書いてあります。市長との対話集会を実施し、行政との連携強化を図ると、それで武雄の場合は山内町支所を中心に、障がい者共同作業所を中心にした自立支援センターができていますよね。ここも仕事がなかなか確保できないと、そういう悩みを私も聞いたことがあります。

そういうことを踏まえた上で、武雄市としてはどういう施策をされているのか、そこを聞いておきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

先ほどの生活保護の件でございますけれども、本人が単身世帯ということで入院されているということで病院のほうに行きまして、看護師長と話をいたしまして、看護師長を通じ本人が面会していいということでしたので、面会をいたしております。これはつけ加えさせていただきますというふうに思います。

障がい者の方の就労支援につきましては、障がい者就業生活支援センター及び武雄市の相談支援センター、それから市福祉課等で相談に乗っているということでございます。

市としましては、障がい者の働く場といたしまして、公園とかの植栽、草刈り、それから高齢住宅者への配食サービス、こういうふうなものを就労継続支援の事業所へ委託しているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

今、和田住宅は新しく建てかえられて、1回ここで質問したことがあるんですけども、高齢者だとか、あるいは母子世帯だとか、障がいを持っている方、こういう人たちの優先入居という、別に差別的に言っているわけじゃないですけども、そういう意味で、新しい、

母子世帯の場合は障がい者とは違いますけれども、抽せんが2度できるというのがありますね。こども部支援課に話を聞きますとね、抽せんを2回できる。障がい者については特別にそういった入居優先基準といいますか、あるんですか、これまちづくりのほうに聞いた方がいいのかな、民生部でいいですか。

○議長（杉原豊喜君）

石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

これも通告がなかったんですけど、たしか障がい者の方の優先枠はあると思います。（261ページで訂正）（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

部長、訂正せんでよかですよ。いろいろあってはいますけれども、優先枠といいますかね、行政視察に行ったときに、高齢者専用の住宅があるんですよ、高齢化が進んでいくとそうなっていくんですけども、障がい者だとか、高齢者だとか、そこには指導員、看護師さんを中心にして相談センターもある、いろんな相談に乗るという一室があるんですよ。これ会津若松でしたけれども、あるいは日野市の高齢者専用住宅については、緊急通報システムが全部ついているというのもあります。ですから、今後建てかえ工事だとか、いろんなことをやられていく上で、母子世帯だとか、あるいは障がいを持っている方々とか、そういう人たちは、やっぱり社会的には不利な状態に置かれるわけですから、そういった意味でも障がい者の施策の一環として、ぜひ進めていただければ助かるんじゃないかなと考えております。

これまた通告していないからって、市長答弁せんかもわからんけれども、市長との対話集会を実施したいと、こういう障がい者団体との要望というのは市長、前向きに受け取っていただけませんか、どうですか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

本当に失礼な言い方ですよ、視聴者の皆さん。そういう予断と偏見を持って言っちゃだめですよ。私はいつでも開いていますよ。ですが、そういった要請が私のほうに直接は届いていませんので、それはよくあなたを通じてじゃなくて、障がい者団体と直接話をして、もし必要がある——私は必要があると思っていますけれども、直接お話を申し上げたいし、多聞第一、障がいをお持ちの方々の意見をしっかり聞いて施策にきちんと反映をさせてまいりたいと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

もう市長の答弁要りませんけれども、別に私は予断と偏見を持って市長に質問したわけではないですよ。（「時間、時間」と呼ぶ者あり）

そういった意味では、予断と偏見を持って言っているわけじゃありません。そういう多聞第一って市長が言うからには、いろんなところに出かけていっておられることは知っています。だけど、ことしの重点目標として上げられている、毎年上げられているかわかりませんね。そういった意味では、施策に生かす意味でもぜひ要望に答えていただきたいと、あなたを通じてというのはまさに偏見ですよ。そういうのは後で撤回していただければ助かりますけれどもね。

〔市長「しません」〕

本当に、そういった意味では何て言うか、冷静に質問したいし、冷静に答弁を求めたいと、改めて要望して私の一般質問を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

以上で25番平野議員の質問を終了させていただきます。